

医療用ウィッグの購入費用を助成します

庄内町では、がん患者の皆様の就労や社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるように、ウィッグの購入経費の一部を助成します。

助成対象者

次の項目すべてに該当する方が対象

- ・ 庄内町に住所がある方
- ・ がんと診断され、がんの治療を行っている方
- ・ がんの治療による脱毛のため、就労や社会参加等に支障がある又は支障が生ずるおそれがあり、ウィッグが必要となっている方
- ・ 他の法令等に基づく医療用ウィッグ購入に係る助成等を受けていない方
- ・ 平成30年度以前において、庄内町又は県内の他の市町村が実施する助成を受けていない方

助成対象となる経費

平成30年4月1日以降に購入した「医療用ウィッグの本体」購入費
(付属品やウィッグケア用品は含みません。)



助成額・交付回数

- ・ 助成額は、2万円又は医療用ウィッグ購入経費の1/2に相当する額のいずれか低い額
- ・ 助成金の交付回数は、助成対象者1人につきウィッグ1個で1回限り

申請手続きについて

【申請窓口】 庄内町役場 保健福祉課（余目保健センターまたは立川庁舎）
※状況に応じて郵送による申請もできます。

【申請に必要なもの】

- ・ 助成金交付申請書（保健福祉課・町ホームページにあります）
- ・ 脱毛の副作用があるがん治療を受けていることを証明する書類（次のいずれか一つ）
（お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書、わたしのカルテ、がん診療パスなど）
- ・ 医療用ウィッグを購入した領収書
- ・ 本人を確認する書類（運転免許証又は医療保険証の写し）
- ・ 助成金の振込先通帳の写し
- ・ 印鑑

【代理申請時に必要なもの】

上記、「申請に必要なもの」のほか

- ・ 委任状
- ・ 代理人本人を確認する書類（運転免許証又は医療保険証の写し）

お問合わせ先

〒999-7781 庄内町余目字三人谷地 61-1

保健福祉課 健康推進係(余目保健センター内) TEL42-0170